

道総研の第3期中期目標期間における業務実績評価の見直しについて

1 見直しの背景

- ・ 北海道立総合研究機構の地方独立行政法人化以降、地方独立行政法人法に基づき、学識経験者による評価委員会が、毎年度、道総研の業務実績について評価を行い、道総研は評価結果を業務運営の改善に反映させてきた。
- ・ 地方独立行政法人法が改正（H30.4.1施行）され、公立大学法人を除く地方独立行政法人の業務実績評価の評価主体が、評価委員会から設立団体の長（知事）に変更された。
- ・ 道では、評価委員会条例を改正し、知事が評価に当たって評価委員会の意見を聴くこととし、第2期中期目標期間では、評価委員会が評価意見を作成し、それを基に、道が知事評価案を作成し、決定していた。
なお、他都府県では、知事評価案を作成した上で、評価委員会に意見を求め、評価委員会の意見を反映して知事評価を決定する手順が一般的となっている。
- ・ 本年度から開始した第3期中期目標において、新たに各研究分野ごとの「研究開発の推進方向」が本文に記載され、評価対象となったことから、研究実績を適切に評価する方法や評価項目の設定について検討する必要がある。

2 年度評価実施要領の見直しについて

(1) 評価手順について

第3期中期目標期間においては、知事が評価主体であることをより明確にするため、他都府県における一般的な手順と同様に、道が知事評価案を作成し、評価委員会の意見を求める手順へ変更する。

知事評価案については、業務実績評価等検討会議が作成することとなるため、「研究開発の推進方向」の業務の実施状況の評価確認を行うため、検討会議構成員（関係各部）は道総研のプレゼンテーション及びヒアリングに参加する。（評価委員会との合同開催とする。）

(2) 評価項目について

① 法人が行う自己点検・評価

第3期中期目標における項目に合わせ、52項目とする。

（第2期：59項目（うち研究推進項目17項目））

② 知事が行う評価

「研究開発の推進方向」は、これまでは評価をする際の参考扱いとし、評価対象としていなかったが、第3期中期目標においては本文に記載され、評価対象となったことから、法人が行う自己点検・評価の確認項目は52項目とする。大項目の評価項目は第2期と同様に5項目とする。（第2期～確認項目：42項目、評価項目：5項目）

なお、「研究開発の推進方向」の自己点検・評価の確認は、検討会議構成員（関係各部）が行うこととする。

(3) 評価基準について

評価基準については、これまでの評価との連続性や札幌医科大学の評価基準との均衡を考慮し、第2期と同様とし、法人自己点検・評価区分は「S、A、B、C」の4段階評価、知事評価区分は「V、IV、III、II、I」の5段階評価とする。

(4) 業務実績報告書の記載事項について

道総研が作成する業務実績報告書に記載する「取組の考え方」については、年度計画の記載内容と重複しているので、第3期より削除することとする。

3 中期目標期間見込評価実施要領及び中期目標期間評価実施要領について

第3期の中期目標期間見込評価実施要領及び中期目標期間評価実施要領については、札幌医科大学の評価実施要領との均衡を考慮し、見込評価を実施する令和5年度までに必要な見直しを行うよう、今後検討を進めていく。